

③ 事業ごみの処理委託の流れ

処理業者と委託契約

分別

保管

事業所から排出

収集・運搬

中間処理・リサイクル

最終処分

一般廃棄物

長野市の一般廃棄物収集運搬業許可を有する業者に委託します。事業系一般廃棄物の種類・量や所在地、事業内容を伝え、収集頻度・分別種類・保管方法・料金等を相談しましょう。

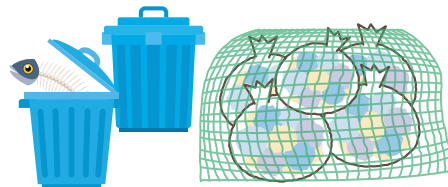
《廃棄物処理法第6条の2第6項》

事業ごみは、事業者が排出段階で一般廃棄物と産業廃棄物を分別し、それぞれでリサイクルが可能なものとそうでないものを分別し、ごみの減量・リサイクルに努めなければなりません。適正に分別しましょう。

3~8ページ参照

廃棄物の保管を行う場合は、廃棄物処理法により、廃棄物が飛散・流出し、及び地下に浸透し並びに悪臭が発生しないように措置を講じなければならないとされています。

事業ごみ排出時にカラスや猫などの小動物による被害が増えています。蓋付きポリ容器やカラス避けネットなどを適正に使用して対策を講じてください。また、掲示板や囲いの設置、屋外保管であれば高さの制限などの保管基準があります。



契約した一般廃棄物収集運搬業許可業者が事業系一般廃棄物を収集します。排出時は、適正に分別をして中身の見えるごみ袋に入れてください。



長野市の一般廃棄物収集運搬業許可業者の車両は、下記のような表示がされています。



《焼却処理》
ながの環境エネルギーセンターへ搬入、焼却されます。



《リサイクル》
リサイクル施設に搬入されリサイクル処理されます。



焼却灰の一部は、スラグ化しリサイクルされ、それ以外の焼却灰についてもリサイクルされます。リサイクルに不適なものは最終処分場へ運ばれ埋め立てられます。

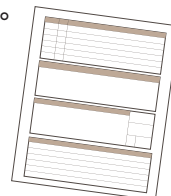


産業廃棄物

産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託します。産業廃棄物の種類・量や所在地、事業内容を伝え、収集頻度・分別種類・保管方法・料金等を相談しましょう。また、委託契約は書面で行う必要があります。※業者は産廃の品目ごとに許可を有しています。

《廃棄物処理法第12条第5項》

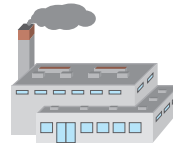
契約した産業廃棄物収集運搬業許可業者が産業廃棄物を収集します。引き渡す際には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。



収集運搬車両には、『産業廃棄物収集運搬車両』と表示されています。



産業廃棄物処分量許可業者の施設に搬入され、さまざまな方法で中間処理されます。



《リサイクル》
リサイクル施設に搬入され処理されます。



中間処理後、出てきたごみは埋立処分場へ運ばれ埋立処理されます。



④ 事業ごみ減量のポイント

● 事業ごみの減量・再資源化に取り組むために

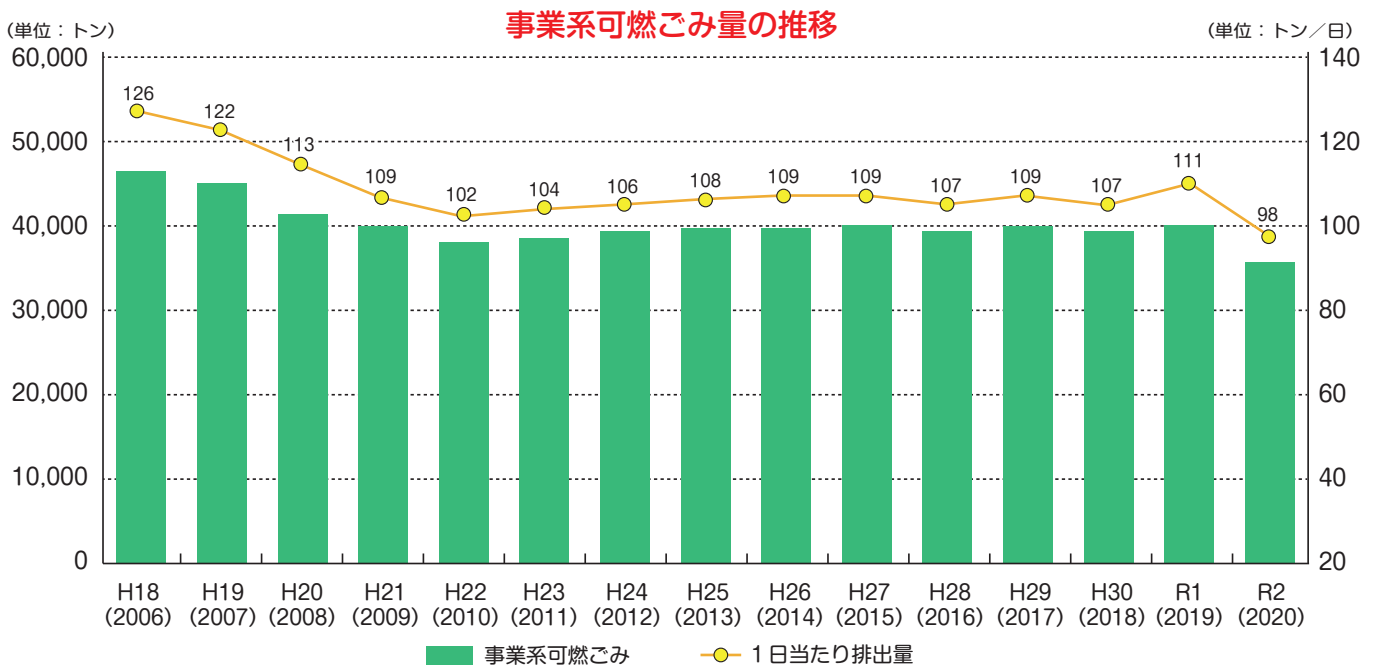
事業活動に伴いごみは必ず発生しますが、きちんと分別すれば資源を循環させることができます。重要なのは、ひとり一人がごみを減らそうという意識を持ち行動することです。

ごみの減量はSDGs達成の第一歩です。従業員ひとり一人が行動するようにしましょう。

● 長野市の事業ごみの現状と一般廃棄物処理基本計画

(1) 事業ごみの現状

市が処理した事業系可燃ごみの量は、平成30年度では39,115トンでした。1日当たりに換算すると、毎日107トン発生しています。事業者の皆さまには分別の徹底、ごみの減量そして食品ロスの削減に引き続きご理解とご協力をお願いします。



※平成31年度から令和2年度は令和元年東日本台風及び新型コロナウイルスの影響で例年にはない値となっています。

(2) 長野市一般廃棄物処理基本計画の数値目標

市では、令和8年度までに従業員一人一日当たり10グラム削減し、平成30年度比で670トン削減する目標を設定しました。

従業員ひとり一人がごみの減量と分別の徹底を心がけるようにしましょう。

**従業員一人一日当たり
10gってどのくらい？**

例えば、

紙コップ 2個、レシート 20枚、ティッシュ 10枚
A4再生紙 2.5枚 などです。

できる取り組みを実践しましょう。

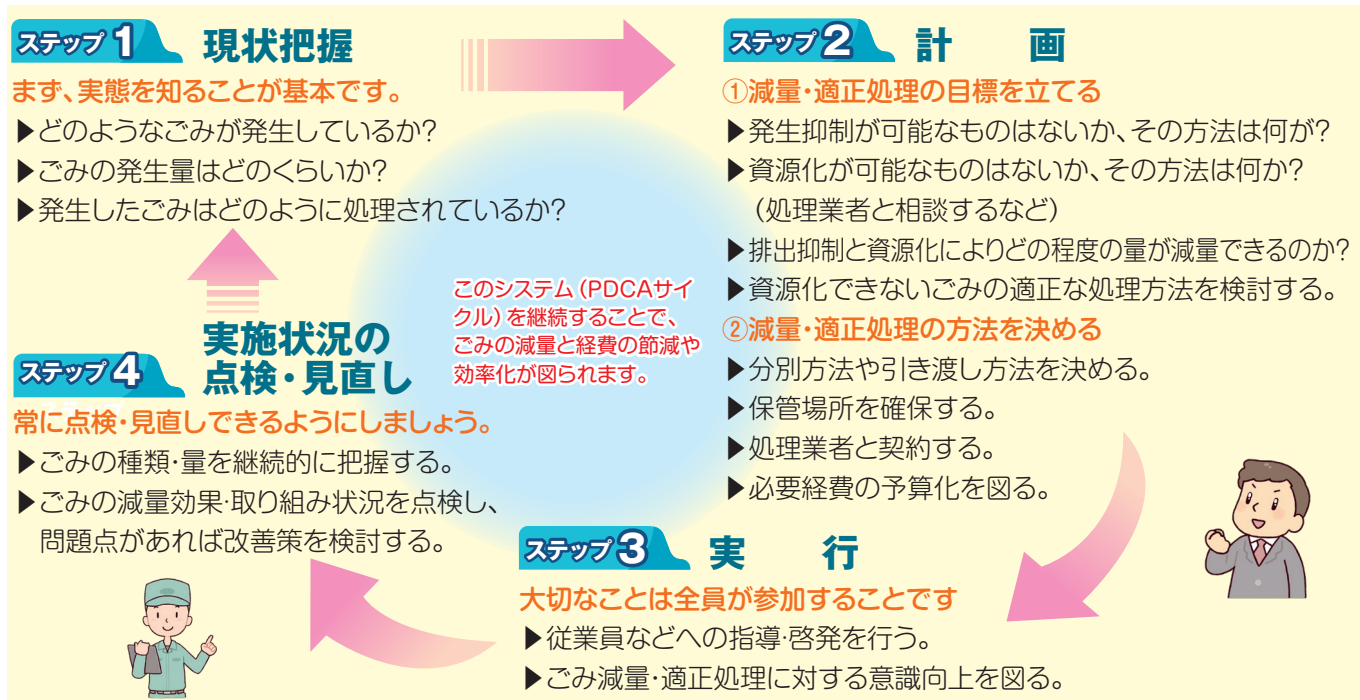
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



● ごみの減量・適正処理のためのシステム

ごみの減量・適正処理は、一人ひとりがごみを減らそうとする意識を持ち、行動に移すことから始まります。しかし、大きな効果をあげるためには、やはり事業所全体が協力してごみの減量・適正処理を進めていくことが重要です。そのためには、『現状把握→計画→実行→実施状況の点検・見直し』（※PDCAサイクル）というシステムを作ることが効果的です。

※PDCAサイクルとは業務管理手法の一つで、計画 (plan) ・実行 (do) ・評価 (check) ・改善 (act) のアルファベットの頭文字を採用した呼び名。



ステップ1 現状把握 ごみの発生量の把握

事業所から排出されるごみを減らすには、**まず発生するごみの種類や量の把握が必要です**。ごみの発生量の把握は減量の第一歩であり、処理料金支払いの根拠にもなるため、事業所が自ら行いましょう。

また、**ごみの分類ごとに廃棄（焼却や埋立）されているのか、再資源化（リサイクル）されているのかを把握する**のも、ごみの分別を実施するうえで大事なことです。

● ごみ量調査票の作成

一定の期間のごみの種類や発生量などを調べて、右表のような調査表を作成してみましょう。

ごみ量調査表		(事業所名)		(調査期間) × 1ヵ月間など		
分類	ごみの発生量 (Kg) A	資源化量 (Kg) B	ごみの廃棄量 (Kg) A-B	資源化率* (%) B÷A		
紙類	(例) 可燃ごみ	80	20	60	25.0%	
	可燃ごみ					
	(例) 新聞・ちらし	90	90	0	100%	
	新聞・ちらし					
	ダンボール					
	OA用紙					
	雑誌					
缶類	機密書類					
	その他古紙					
	缶類					
	びん類					
	ペットボトル					
食品廃棄物 (生ごみ)						
その他 ()						
その他 ()						
廃棄物量合計						

※資源化率 (%) = (資源化量 ÷ ごみの発生量) × 100

● ごみ量の把握方法

それぞれのごみの重さを書き込んでみましょう！

ごみ量の把握方法は、「ごみの処理業者から報告をもらう」「売上げから把握する」などのほか、次のように自社で種類別に重さを計測し、1ヵ月分を推計する方法があります。



ステップ2 計画 ごみの減量目標と適正処理の計画

ごみの種類や発生量が把握できたら、次に「減量」や「適正処理」について計画してみましょう。目標の設定は最初から無理をせずに行える範囲から始めて、自社にあった適正な分別方法や処理方法を決めましょう。

● ごみを減らすための三つの行動 (3R・スリーアール)

- 第1段階** まず、できる限りごみを発生させない。
Reduce (リデュース) ～ごみの発生を抑制する～
- 第2段階** 次に、ごみにする前に再使用を考えて繰り返し使う。
Reuse (リユース) ～再使用・物を繰り返し使う～
- 第3段階** それでも出てしまったごみは、資源としてリサイクルする。
Recycle (リサイクル) ～再び資源として利用する～

以上の「3R」を考えたらうで、最終的にどうしても処分しなければならない「ごみ」については、適正に処理を行いましょう。

● 適正な処理方法を決める 下のフロー図のように整理すると、ごみの処理の流れがわかりやすい!!

事業活動に伴って生じたごみの処理には、法律等で事業者の責務が義務付けられているなど、事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

ごみの分別や収集運搬など適正な処理を計画しましょう。

		廃棄物 処理フロー図(例)				
ごみ分類	ごみ品目	収集運搬	搬入先	処理方法	最終処分方法	
〇〇商事株式会社 事業ごみ (一般廃棄物)	可燃ごみ	自社運搬	なごの環境エネルギーセンター	焼却	余熱利用 焼却灰再生利用・埋立	
	古紙	△△資源(有)	〇〇製紙	リサイクル	紙などに再生利用	
	缶	△△資源(有)	〇〇工業	リサイクル	再生利用	
	ペットボトル	△△資源(有)	〇〇工業	リサイクル	再生利用	
産業廃棄物	廃プラスチック	(株)◇◇運搬	株式会社〇〇	破碎・リサイクル処理	燃料などに再利用(サーマルリサイクル)	
	鉄くず	(株)◇◇運搬	株式会社〇〇	破碎・リサイクル処理	製鋼原材料として再利用	
	ガラスくず、陶磁器くず	(株)◇◇運搬	株式会社〇〇	破碎・リサイクル処理	路盤材など再利用	

ステップ3 実行 大切なのは全員が参加すること

いよいよ実践です。7つのポイントを参考に全員で参加しましょう。

ごみ減量や再資源化の取り組みは、事業所として次のように3つのメリットが得られます。

社員の意識啓発

企業として新しい時代のニーズに対応することで、職場のみなさん一人ひとりの意識改革にもなります。

コストの節約・効率化

職場での浪費・無駄を減らすことで、ごみの減量化と経費の節約・効率化が図れます。

企業のイメージアップ

地球環境問題に大きな関心が集まっている今、ごみ減量やリサイクルの推進は、企業のイメージアップにつながります。

point 1 責任者を選びましょう。
責任者は、職場内で交代制にしてできるだけ多くの方に経験してもらいましょう。

point 2 職場内で周知しましょう。
定期的な環境会議の実施、社内掲示板による周知などを行きましょう。

point 3 ごみの分別を徹底しましょう。
ごみの種類ごとに出す場所(容器)を決め、何を出す場所なのかを明示しましょう。

point 4 できることから始めましょう。
身近な問題のなかから、簡単にできることから始めることが大切です。

point 5 長く続けましょう。(習慣にする)
ごみ問題は短期的な問題ではなく、人間が生活していく限り続く問題です。取り組みを長く続け、習慣にしていきましょう。

point 6 みんなで取り組みましょう。
みんなで協力して取り組みながら、少しずつ、お客様や家族へも、取り組みの輪を広げていきましょう。

point 7 事業所の実態に合った効果的なシステムを作りましょう。



ステップ4

実施状況の点検・見直し

ごみの減量や再資源化の取り組みの状況を定期的に点検・見直ししましょう。次のチェック表を使って実施状況をチェックして、その結果を今後の改善・見直しに生かしましょう。

ごみ減量化の計画

行動計画の策定

- 1 ごみの発生抑制やリサイクル等についての具体的計画の策定
廃棄物管理責任者の選任 有 無

廃棄物の発生抑制

社員等への啓発方法

- 1 社員・テナント等に対する指導・啓発 文章
 口頭
 していない

発生抑制の実施方法

- 1 コピー用紙・印刷用紙の両面使用 有 無
2 びん・缶・紙コップ・段ボール等を
納入業者に持ち帰らせている 有 無
3 封筒・段ボールの自社内再使用 有 無
4 社内LANや電子メールの積極的利用 有 無
5 PCやタブレット型端末による会議資料 有 無
6 簡易包装の推進 有 無
7 在庫管理の徹底 有 無
8 その他 有 無

再生利用の推進

- 1 社員・テナント等に対する指導・啓発 文章
 口頭
 していない

紙のリサイクル

- 1 紙のリサイクルを行っている 有 無
2 紙の専用回収容器を設置している 有 無
 新聞紙
 OA用紙
 機密文書
 その他古紙
3 精密書類のリサイクルを行っている 有 無
4 社員の手元段階での分別システム 有 無
5 保管場所等で清掃職員等が紙の
リサイクルを行っている 有 無
6 紙の分別種類数 3種類以上
 2種類以上
 していない
7 紙のリサイクル率 70%以上
 50%以上
 30%以上
 30%未満

缶・びん・ペットボトルのリサイクル

- 1 全てリサイクルしている
2 いずれかのみ
(缶・びん・ペットボトル) リサイクルしている
3 とともにリサイクルしていない
4 リサイクルしているか不明 **【確認する】** ←
5 (缶・びん・ペットボトル)
専用回収容器を設置している

紙・びん・缶・ペットボトル以外のリサイクル

- 1 厨茶・魚アラをリサイクルしている 有 無
2 フードバンクへの食品の提供 有 無
3 廃油・発砲スチロール・木くず等を
リサイクルしている 有 無
4 その他

再生品に対する取組状況

- 1 コピー用紙・OA用紙 有 無
2 冊子・パンフレット・名刺等印刷物 有 無
3 事務用品 有 無
4 トナーカートリッジ等 有 無
5 その他

廃棄物の適正処理

廃棄物保管場所等の状況

- 1 廃棄物の保管場所 有 無
2 広さは十分であり安全かつ衛生的 有 無
3 廃棄物と再生利用可能物の混入 ほとんどない
 やや有る
 かなり有る
 不明
4 回収容器に廃棄物の明示をして、
適切に保管 有 無
5 廃棄物の収集のサイクル 毎日
 週2回
 週1回
 その他
()

再生利用可能物保管場所等の状況

- 1 廃棄物の保管場所 有 無
2 広さは十分であり安全かつ衛生的 有 無
3 再生利用可能物を種別ごとに明示をして、
適切に保管 有 無
4 収集のサイクル 毎日
 週2回
 週1回
 その他
()

廃棄物の量の把握及び処分先の確認

- 1 量の把握 実量又は
換算基準を設定
 把握していない
 処理業者からの
報告
(その他の方法)
2 処分先の確認 文章
 口頭
【確認する】 ← 確認していない

再生利用可能物の量の把握及び搬入先の確認

- 1 量の把握 実量又は
換算基準を設定
 把握していない
 処理業者からの
報告
(その他の方法)
2 処分先の確認 文章
 口頭
【確認する】 ← 確認していない

処理業者等との契約の締結について

- 1 一般廃棄物の処理業者との契約 有 無
2 資源回収業者との契約 有 無
3 産業廃棄物処理業者との契約 有 無

今後の改善点とその他指摘項目

「ながのエコ・サークル」認定制度

市ではごみの減量・再資源化、及び地球温暖化対策に取り組んでいる事業所を「ながのエコ・サークル」に認定しています。

「ながのエコ・サークル」とは、ごみの減量やリサイクル、地球温暖化対策に配慮した事業活動に積極的に取り組んでいる長野市内の事業所を市が認定するものです。これにより市民・事業所・行政が一体となって、ごみの減量とリサイクル運動の輪を広げることで地球環境の保全とリサイクル社会の実現に貢献することを目的としています。認定された事業所は、ごみの減量とリサイクルに取り組んでいる事業所として市が交付する認定証とステッカーの掲示ができ、また、シンボルマークを使用して広告や印刷物などでPRすることもできます。認定は取り組みの状況に応じて「ゴールド」「シルバー」「ブロンズ」のいずれかのランクになります。

申請は市役所生活環境課（TEL 026-224-7635）で随時受け付けています。

～地球を思いやり、環境に配慮した事業活動に取り組みましょう～

シンボルマーク



いつも地球環境を見つめる視点とやさしさ
そして地球を取り巻く「輪・サークル」を表現

ごみの発生抑制

- ・パソコンやタブレット型端末など電子化によるペーパーレス化
- ・フードバンクへの協力などの食品ロスを減らすための運動の推進

再利用の促進

- ・使用済封筒を社内連絡用として再利用
- ・ミスコピー用紙を裏面コピー、メモ紙利用

分別環境の整備

- ・分別ボックスの設置、わかりやすい掲示による分別の徹底

リサイクルの徹底

- ・可燃ごみになりがちな、その他古紙（封筒・紙箱・メモ用紙）や機密文書を分別してリサイクル

再生品利用の促進

- ・エコマーク商品などの環境保全型商品の販売・購入を推進

地球温暖化対策

- ・LED照明、ハイブリッド自動車等を導入
- ・太陽光発電設備を設置し、事業所で発電エネルギーを利用

情報発信の推進

- ・自社の分別区分・排出場所・回収事業者・処分状況を紙面にまとめて社内周知
- ・定例会議や朝礼などを利用して環境に関する情報を配信

環境保全活動

- ・自社周辺の清掃活動や、地域の一斉清掃への参加

管理体制の充実

- ・ごみの管理は当番制にして社員全員で取り組み
- ・定期的に各取り組みのチェックパトロールを実施して管理

「多量排出事業所」について

「長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」では、市内にある事業所のうち事業ごみ（事業系一般廃棄物）の排出量が1日平均50Kgを超える事業所を「多量排出事業者」として位置づけて「事業ごみの減量に関する計画書」の提出や「廃棄物管理責任者」の選任・届出を義務づけています。

●「事業ごみの減量に関する計画書」

「事業ごみの減量に関する計画書」とは、前年度の実績を踏まえて、今年度の事業ごみの減量と再利用の目標を掲げる計画書です。4月から翌年3月までの1年間のごみ量実績と目標量を記載して毎年5月末日までに市へ提出していただくことになっています。

●「廃棄物管理責任者」

廃棄物管理責任者とは、自社のごみの種類や排出量等を把握すると共に、これらの保管場所や処理における関係者（建物管理者や廃棄物処理業者など）との連絡調整のほか、ごみの減量計画の立案や社員等への啓発指導などの業務を担当していただく方をいいます。

イベントごみの減量にご協力をお願いします

イベントを開催すると、多くの人が集まり多くの物が消費される一方、一度に多くのごみが発生し、環境に大きな負荷がかかっています。

イベントを企画する際は、ごみの減量やごみの適正な処理に取り組み、環境への配慮をお願いします。

また、環境に配慮すること自体が、イベントのイメージアップにもつながり、PRポイントにもなります。

イベントごみ減量のポイント

● 参加者（来場者）に協力を呼びかけ

！ 事前にごみを持ち帰ってもらうように案内しましょう。

あえてごみ箱を設置しないのも有効です。

！ 買い物袋の持参を呼びかけ

あらかじめ袋が必要なことがわかっている場合には、事前に買い物袋の持参を呼びかけましょう。

例えば、買い物袋持参者やレジ袋辞退者へスタンプラリーのポイントを付与するなどモチベーションになります。

！ 環境にやさしい交通手段も呼びかけ

公共交通機関、自転車、徒歩など



● 「ごみ箱」ではなく、「分別ステーション」を設置

ごみ箱を設置する場合は、スタッフが常駐する「分別ステーション」を設置して、分別の呼びかけなどをするのも有効です。飲み残しや食べ残しを入れるバケツを準備しましょう。

● イベント運営者・スタッフがごみを出さないように工夫

スタッフの弁当を使い捨て容器ではない弁当箱にするなど、工夫しましょう。

● リユース食器の使用

飲食品を提供する場合は、使い捨て容器ではなく、洗って繰り返し使える食器の導入を検討しましょう。

PCB廃棄物を保管している事業者のみなさまへ

PCB廃棄物とは

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、高圧電気機器等（右写真）の絶縁油等として使用されていましたが、人体に被害を生じさせる有害物質であることが判明し、製造・輸入が禁止されました。絶縁油にPCBを使用した変圧器やコンデンサー、蛍光灯安定器等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければなりません。

PCBが使用されている主な電気機器



種類 1	種類 2	処分期間	処理施設
電気事業法に基づく (高濃度) PCB電気工作物 ※経済産業省所管	高濃度 PCB 廃棄物	終了	中間貯蔵・環境安全事業株 (JESCO) 北海道・室蘭
	5千mg/kg超		
(高濃度) PCB使用製品 ※処分期間内に廃棄義務 ※処分期間内に廃棄されないものは PCB廃棄物とみなす	10万mg/kg超	2023年 3月31日まで	無害化处理 認定施設等
	低濃度 PCB 廃棄物		
	0.5mg/kg超 5千mg/kg以下	2027年 3月31日まで	無害化处理 認定施設等
	0.5mg/kg超 10万mg/kg以下		

■PCB特別措置法による届出

保管・処分の状況について、毎年4月1日から6月30日までに長野市長に届出なければなりません。また、PCB廃棄物の保管場所を変更したとき、または保管事業者に相続、合併、分割があった時は届出が必要となります。届出様式は長野市ホームページからダウンロードできます。（長野市電子申請をご利用いただけます。）

■中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）への登録

高濃度PCBを使用した変圧器、コンデンサー、蛍光灯安定器等の処分はJESCOでしかできません。処分するためには、事前の登録（無料）が必要です。登録様式等の詳細はJESCOホームページから入手できます。

JESCOホームページ http://www.jesconet.co.jp/customer/discount_02.html

■適正保管について

- ・PCB廃棄物はPCBの漏洩が生じないように適正に保管・管理してください。
- ・収集運搬や処分するときは許可業者に委託しなければなりません。
- ・PCB廃棄物の譲り渡し、譲り受けは原則禁止されています。

※新たに高濃度PCB含有廃棄物を発見した場合は長野市廃棄物対策課（☎026-224-7320）まで連絡をお願いします。

廃プラスチック類は産業廃棄物です

ながの環境エネルギーセンターでは、持ち込まれる可燃ごみに産業廃棄物等が混入されていないか調べるため、検査を行っております。

その検査において、可燃ごみの中に**廃プラスチック類である発泡スチロール・ビニール製品・プラスチック製品**が多数混入しているケースが見受けられます。

事業活動から発生する廃プラスチック類は産業廃棄物です。※ただし、従業員の飲食に伴うものは一般廃棄物です。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により、以下の行為は禁止されております。

- ・廃プラスチック類を混入した可燃ごみを一般廃棄物収集運搬許可業者へ処分を依頼する。
- ・廃プラスチック類を混入した可燃ごみをながの環境エネルギーセンターへ自己搬入する。

廃プラスチック類を廃棄する場合は産業廃棄物として、産業廃棄物処分業許可業者に依頼してください。 **3ページ参照**



連絡・問い合わせ先	可燃ごみ	ながの環境エネルギーセンター	松岡二丁目27番1号	026-222-5301	一般廃棄物受入
	資源物	長野市資源再生センター	松岡二丁目42番1号	026-221-5316	紙類等受入
	一般廃棄物（木くず） 処分業許可業者	(株)神山緑地産業	若穂川田1175-1	026-282-2259	剪定枝等受入
		宮澤木材産業(株)	中曽根2188-1	026-239-0588	剪定枝・大型木製品等受入
	長野市役所 事業ごみ担当	生活環境課	大字鶴賀緑町1613番地	026-224-7635	一般廃棄物の問合せ
廃棄物対策課		大字鶴賀緑町1613番地	026-224-7320	産業廃棄物の問合せ	

長野市環境部生活環境課

所在地：長野市大字鶴賀緑町1613番地 連絡先：TEL.026-224-7635（直通） FAX.026-224-8909
ホームページ：http://www.city.nagano.nagano.jp/

【発行 2022.4】

